

中小企業金融円滑化法の期限延長及び中小企業金融政策の
抜本的な強化に関する意見書（案）

中小企業の資金繰りを確保するための中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）が、平成25年3月末をもって失効となる。この法律は、平成20年のリーマン・ショック以降、経営が悪化した中小企業を支援するために策定されたものであり、これまでに30万から40万社の企業が利用し、貸付条件の変更件数は300万件を超えたとされ、中小企業、国民にとっての命綱とも言える制度である。

現在、倒産件数は減少しておらず、金融機関の貸し渋りも続いており、中小企業を取り巻く状況は依然として厳しい。こうした中、中小企業金融円滑化法が失効することは、中小企業の資金繰りの破綻を招き、廃業や倒産を増やしかねない。

我が国の企業の9割、従業者の7割を支え、中小企業憲章において経済のけん引力と位置付けられた中小企業への支援を抜本的に拡充することは、デフレ不況から脱却して内需主導の経済を実現するためにも重要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、中小企業金融円滑化法の期限延長及び中小企業金融政策の抜本的な強化を進めるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月 日

東京都議会議長 中 村 明 彦

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
農林水産大臣	
経済産業大臣	
金融担当大臣	